

建設業課事前相談窓口における対面相談の中止について

1 対応内容

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、建設業課相談コーナーにおける相談業務については、当面の間、電話による相談のみとさせていただきます。

相談コーナーをご利用の際は、下記の電話番号によりお問い合わせください。

2 対応期間

令和2年4月7日（火）から当面の間

3 相談窓口の連絡先

行政書士による相談窓口

平日（月曜日～金曜日） 午前9時30分～11時30分、午後1時～4時30分
建設業課内（東京都庁第二本庁舎3階南側）
代表 03-5321-1111 内線 30-657, 658, 659

問合せ先

東京都都市整備局市街地建築部建設業課審査担当

電話 03-5321-1111（代表）

内線：30-662